

薬だっ知識

「ドーピング」という言葉から何を思い浮かべますか。スポーツ選手の違法な薬物摂取や、筋肉を増強し不正な行為を行ったというニュースを目にしたことがある方は多いと思います。

世界アンチ・ドーピング機構(WADA)は、競技者の「健康」やフェアプレー精神などの「スポーツの価値」を守るために、世界共通のルールとして「10のアンチ・ドーピング規則違反」を公開しています。そこでは、違法な薬物を摂取するだけにとどまらず、正当な理由なく所持したり、使用を企てることや、隠蔽したりすることも規則違反と定義されています。

禁止成分は多岐にわたり、病院で処方される薬や市販で購入できる医薬品、健康食品、サプリメントなどに含まれていることもあります。知らずにうつか

薬剤師に気軽に相談を

33. ドーピング



県内にはドーピングの専門的知識を持つ薬剤師が100人以上いる。身近な助言者として気軽に相談を

り摂取してしまった場合でも、禁止物質が体内から検出されれば「アンチ・ドーピング規則違反」となってしまうため、競技者は日頃、十分注意する必要があります。

鹿児島県薬剤師会では競技者をサポートするために、相談窓口となる「アンチ・ドーピングホットライン」をホームページ(H.P.)に設置しています。禁止物質は毎年見直され、これまで服用していた薬や広く認知されたサプリメントであっても禁止物質の対象となることがあります。(鹿児島県薬剤師会・岩田基広)

「令和2年7月14日(火)掲載(33. ドーピング)」